

6・6 海上人命安全条約等の改正

平成 22(2010)年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会(MSC87)および同年 11 月に開催された MSC88 において、海上人命安全条約(SOLAS 条約)等の改正が以下のとおり採択された。

1. MSC87 における SOLAS 条約等の改正

(1) SOLAS 条約附属書第 II-2 章の改正(発効予定日:2012 年 1 月 1 日)

① 携帯型酸素濃度計測装置の備え付け

発効日以降、現存船を含むすべてのタンカーに対し、携帯型酸素濃度計測装置の備え付けが義務付けられた。

② タンカーの二重船殻部分、バラスタタンク等への固定式ガス検知装置設置の義務化

発効日以降建造の載荷重量 20,000 トン以上の油タンカーの二重船殻部分、バラスタタンクおよびボイドスペースについて、火災リスクの迅速な把握を可能とすべく、火災安全設備のための国際コード(FSS コード)に基づく固定式炭化水素ガス検知装置の設置が義務付けられた。

(2) FSS コードの改正(発効予定日:2012 年 1 月 1 日)

① 改正規定の適用対象の明確化(第 1 章)

FSS コードが改正された場合の改正基準の適用に関する一般的取り扱いとして、原則として新船(発効日以降建造の船舶)のみ適用する(現存船には適用しない)ことを明確化した。

② 試料抽出式煙探知装置の基準の改正(第 10 章)

発効日以降建造の船舶について、試料抽出式煙探知装置の性能のばらつきを改善するため、現行規定のあいまいな規定の明確化(試料抽出管の最小寸法の明確化)および制御盤の試験要件等が追加された。

③ 固定式炭化水素ガス検知装置の基準の新設(第 16 章)

発効日以降建造の船舶について、火災リスクの迅速な把握を可能とすべく、ガス分析装置の基準等固定式炭化水素ガス検知装置の技術基準が新たに規定された。

2. MSC88 における SOLAS 条約等の改正

(1) SOLAS 条約附属書の改正(発効予定日:2012 年 7 月 1 日)

① 第 II-1 章(構造、復原性、機関及び電気)

旅客船の船室に設置する出口表示の補助照明に係る要件は、2010 年 7 月 1 日以降建造の船舶に適用することを明確化した。(第 41-6 規則)

② 第 II-2 章(防火)

新造船に対し、焼却炉を有する閉囲場所について、火災時の迅速な対応を可能とすべく、固定

式火災探知警報装置の設置が義務付けられた。(第7規則)

③第V章(航行の安全)

- ・承認された検査員又は施設による船舶自動識別装置(AIS)の年次試験が義務付けられた。(第18規則)
- ・水先人移乗設備について、水先人の船舶への移乗の安全確保の観点から、水先人の移乗に用いる船側戸の外開きの禁止、水先人用昇降機の禁止等が定められた。(第23規則)

(2)火災安全設備のための国際コード(FSSコード)の改正(発効予定日:2012年7月1日)

他の火災安全システムとの接続にかかる規定を新たに追加する等、固定式火災探知警報装置の技術基準が改正された。

(3)火災試験方法の適用に関する国際コード(FTPコード)の全面見直し(発効予定日:2012年7月1日)

最新の国際標準化機構(ISO)規格との調整、新技術に基づく防火システム等に対応した試験基準の整備等、現行のFTPコードを全面改正し、2010FTPコードとして採択された。